資料2

赤崎地区多目的広場の整備について

1 目的

赤崎グラウンドに隣接する赤崎地区多目的広場のスポーツ環境を充実させ、スポーツ交流拠点として整備・活用し、市内外から新しい人の流れを生み出すことで、にぎわいの創出を図る。





赤崎地区多目的広場の整備について

2 大船渡市スポーツ施設整備基本計画

(1) 大船渡市スポーツ施設整備基本計画に係わる経過

- 大船渡市スポーツ施設整備基本計画（計画期間：令和２年度～令和 10 年度）は、国の「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」に基づき、将来を見据えた効果的かつ効率的な施設マネジメントの推進を目的として、令和３年１月に策定。
- 計画期間の前期(令和2年度～令和5年度)が経過したことから、スポーツ施設整備の進捗状況等について総合的に評価･検証を実施。
- 社会情勢の変化、本市スポーツ推進の利用状況や課題等を精査し、関係者の意見を踏まえて検討。
- 庁内推進委員会、市スポーツ推進審議会、市議会全員協議会での審議及びパブリックコメントを経て、令和７年３月に中間見直しを実施。

(2) 赤崎地区多目的広場の整備内容

項目	内容
整備方針	サッカーグラウンド増設　「県・東北規模の大会の誘致を目指す」
整備内容	グラウンド　105m×68m／照明設備　LED４基／クラブハウス　床面積168㎡／防球ネット等
計画期間後期事業実施内容	グラウンド増設

サッカーグラウンドを２面に増設することにより、県・東北規模の大会の開催や県トレセン活動の誘致が期待されるほか、地区利用の充実や賑わいの創出にもつながることが期待されます。

整備内容：人工芝サッカー場１面、クラブハウス、広場、駐車場

赤崎地区多目的広場の整備について

3 赤崎地区多目的広場の現状

1. • 多目的広場の整備に向け、赤崎地区やスポーツ協会などの関係者と意見交換を重ねながら、検討を進めている。

2. • 整備に必要な財源を確保するため、国の交付金などの活用を想定し、申請手続きを進めている。

3. • 令和8年度はグラウンド増設に伴う測量設計を予定している。
（R8年9月2日に測量設計に係わる契約を締結済）

赤崎地区多目的広場の整備について

4 赤崎地区多目的広場の整備に係わるこれまでの経緯等

No.	開催日	意見交換先	主な内容
1	R7.1.15	赤崎地区①	• 赤崎地区多目的広場の利活用について
2	R7.11.25	スポーツ協会①	• スポーツ施設の整備方針について
3	R7.12.10	サッカー協会①	• スポーツ施設の整備方針について
4	R8.2.5	赤崎地区②	• 赤崎地区多目的広場の整備内容について
5	R8.3.9	赤崎地区③	• 赤崎地区多目的広場の整備内容について
6	R8.4.9	スポーツ協会②	• スポーツ施設の整備等について
7	R8.4.13	サッカー協会②	• 赤崎地区多目的広場の整備に係わる現状等について
8	R8.5.21	赤崎地区④	• 赤崎地区多目的広場の整備について 人工芝サッカー場整備について 赤崎地区住民と合意
9	R8.6.4	サッカー協会③	• 赤崎地区多目的広場の整備について

赤崎地区多目的広場の整備について

5 国への復興交付金等の返還について

- 赤崎地区多目的広場は、令和３年９月に国の復興交付金等を活用して整備された。
- 同広場への人工芝サッカー場等の整備に当たり、下水道管渠を敷設替えしたり、側溝等を取り壊したりした場合は、国に多額の復興交付金等を返還することになる。
- 返還金の取扱いについては、現在、岩手県を通じて国土交通省東北地方整備局に確認中。

↓

市としては、なるべく返還金が生じないよう整備を進める必要がある



赤崎地区多目的広場の整備について

6 赤崎地区多目的広場の整備スケジュール

令和9年
1
人工芝サッカー場整備工事

令和10年
2
クラブハウス整備工事

令和11年
3
全施設供用開始